

「緊急事態宣言」及び「休業要請」の延長に伴う

休業期間の延長について

先日発信されました、「緊急事態宣言」及び「大阪府の休業要請」の延長を受け、弊社の休業を延長致します。内容は下記の通りです。

1. 休業期間は「大阪府からの休業要請が解除されるまで」と致します
2. この期間中に取得されている技能予約については、全てキャンセルとさせていただきます。
また、学科教習・各種検定や講習も実施いたしません。
3. 在校生の方は、教習や検定、また仮免許証や卒業証明書等の有効期限については、延長の特例がございます。 ※詳細は、「各種期限の延長」についての記事をご覧ください
4. 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに本ページでお知らせ致します。

お客様には、多大なご迷惑をおかけすることとなりますが、感染拡大防止のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先
阪奈自動車教習所
0120-807-025
受付時間 10:00～16:00